

■国道23号四日市地区沿道整備計画（「沿道地区計画」と読み替え）

名称	国道23号四日市地区沿道整備計画		沿道の整備に関する事項	建物制限	国道23号に面する建築物	それ以外の建築物
位置	四日市市北納屋町・中納屋町・南納屋町・浜町・蔵町・相生町・本町及び西末広町各地内			間口率の最低限度	7/10	—
面積	約7.0ha			建築物の高さの最低限度	国道23号の路面の中心から高さが5m	—
沿道の整備に関する方針	<p>本市の中心商業業務地の一角を形成しているものの、住商の混在する地域型の商業地となっている。</p> <p>また、一部は環境保全型の工業地を形成している。</p> <p>今後とも地域の実情に応じた合理的な土地利用の推進を図るとともに、幹線道路の沿道にふさわしい適正な土地利用を誘導する。</p>			建築物の構造に関する遮音上の制限	国道23号の路面の中心からの高さが5m以下の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等、遮音上有効な構造とする。	—
道路交通騒音により生ずる障害の防止に関する方針	<p>本地区の住居系建築物の防音構造化を促進するとともに、国道23号に面する建築物の適正な誘導により背後地域への道路交通騒音の防止を図る。</p>		建築物の構造に関する防音上の制限	住宅その他の静穏を必要とする建築物については、居室部分の閉鎖した際の窓及び出入口、屋根及び壁等は、防音上有害な空隙のないものであるとともに防音上支障がない構造であることとする。	同左	
<p>※他に、建築条例による規制があります。</p> <p>（四日市市沿道整備計画区域における建築物の構造に関する条例）</p>						

